



成迫社会保険労務士法人
〒390-0817 長野県松本市市上9-9
TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299

株式会社 経理代行
〒390-0816 長野県松本市中条 2-20
TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301

クリニックや薬局等の事業主様、必見！

専門職（看護師、薬剤師、技師等）の雇用にお悩みではありませんか？

平成28年10月1日～

501人以上の事業所

短時間労働者の社保加入要件拡大

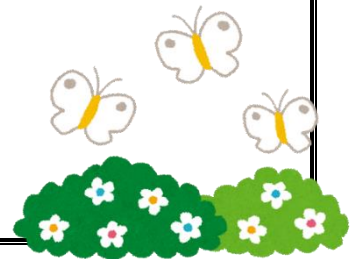
平成29年4月1日～

500人以下の事業所も短時間労働者の社保加入要件が拡大されます！

パート勤務の専門職スタッフは、今まで扶養範囲の130万円を超えるため社保の扶養になる事も出来ず、勤務時間も常用の3/4以上ないため社保の被保険者になる事も出来ず、ご自身で市町村国保に加入していました。「何とか社保に入れてあげる事は出来ないのか」といったご相談を、医療機関ではよく頂きましたが、**平成29年4月1日以降**は条件が合えば社会保険に加入させる事ができるようになります。

●●加入するための条件●●

- ① 勤務時間や日数が常用雇用の **3/4 未満**
- ② 週の労働時間が **20 時間以上**
- ③ 雇用期間が **1 年以上**見込まれる
- ④ 賃金の月額が **8.8 万円以上**
- ⑤ 学生でないこと
- ⑥ 労使の合意（使用者が加入を望み、また労働者の1/2以上の同意が必要）



(例) 薬局の場合

🌿 薬剤師

週 20 時間勤務、時給@2,000 円・・・給与額 172,000 円/月、2,064,000 円/年

⇒事業所で社会保険に加入させる事ができる

🌿 受付事務

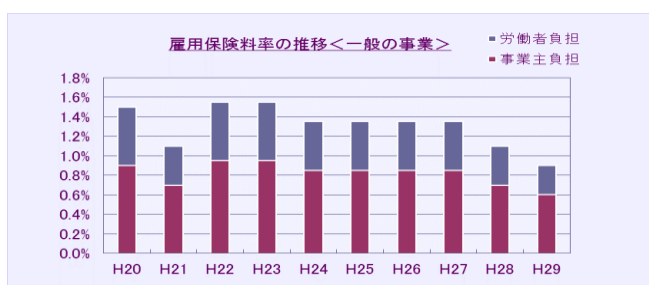
週 20 時間勤務、時給@900 円・・・給与額 77,400 円/月、928,800 円/年

⇒上記④がクリア出来ないため加入できないが扶養範囲の130万を超えないためご家族の扶養となる。

事業所にとっては保険料負担というコスト増がありますが、社保加入はスタッフにとって将来の年金額アップは勿論、傷病手当金や出産手当金といった健康保険の給付も充実し、職場への定着率が高まると言われています。事業所にとっては信頼度も上がり、また実際に社保加入の有無で求人応募への反応が違ってきます。やはり働く上で、スタッフにとって社保加入というニーズは高い事が伺えます。スタッフの定着を図り、また有資格者など採用が困難な人材の確保のためにも、今回の新たな制度を検討材料の一つに加えてはいかがでしょうか。実際に事業所の保険料負担がいくらになるか、試算もいたしますので弊社スタッフまでお声掛け頂けたらと存じます。

雇用保険料率 2年連続の引き下げ（見込み）

平成29年4月1日以降の雇用保険料率が、労働者負担、事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げられる見込みです。法案が成立すると2年連続の引き下げとなります。



<一般の事業>

労働者負担	4/1,000 → 3/1,000
事業主負担	7/1,000 → 6/1,000
合計	11/1,000 → 9/1,000

<建設の事業>

労働者負担	5/1,000 → 4/1,000
事業主負担	9/1,000 → 8/1,000
合計	14/1,000 → 12/1,000

仮に月給25万円の従業員を50人雇っている場合、事業主負担は年間15万円の軽減となり、社会保険料の負担が増え続ける今、雇用保険料率の連続の引き下げはありがたいニュースです。